

[TOP page](#)[資料室](#)[イベント情報](#)[講師を探す](#)[Worker's 広場](#)[関連リンク](#)

資料室


[HOME](#) | [資料室](#) | [労働組合](#) | [組織運営と法律](#) | [労働組合をつくれる人々 \(1\)](#)
[労働組合](#)[労働者福祉・共済](#)[一般教養](#)[組織活動](#)[組織運営と法律](#)[労働安全衛生](#)[経営対策活動](#)[教育・宣伝活動](#)[労働時間をめぐる諸問題](#)[教育活動](#)[選挙活動](#)[組合組織（公務員）](#)[教育カリキュラム](#)[▶ キーワード検索はこちら](#)

労働組合をつくれる人々 (1)

結成主体は「労働者」

労組法2条

「この法律で「労働組合」とは、労働者が主体となって自主的に労働条件の維持改善その他経済的地位の向上を図ることを主たる目的として組織する団体」

労組法3条

「この法律で「労働者」とは、職業の種類を問わず、賃金、給料その他これに準ずる収入によって生活する者をいう。」

憲法28条

「勤労者の団結する権利及び団体交渉その他の団体行動する権利は、これを保障する」

憲法でいう「勤労者」は、労組法でいう「労働者」と同じ意味であると理解されている。

使用者との間で、労働契約（雇用契約）を交わしている者は、すべて「労働者」であることは間違いない。

正社員はもちろん、パート、アルバイト、臨時社員、契約社員、嘱託、派遣労働者などは全て「労働者」であり、当然ながら労働組合を結成することができる。

また、失業者や解雇された者であっても、賃金、給料などが生活を維持するための収入であると考えられる者は、労組法上の「労働者」に該当する。

請負、委任契約を締結している者

問題なのは、企業との間で、労働契約ではなく、請負契約や委任契約をしている人たちも労働組合を結成できるか否かである。

請負契約は、一定の仕事の完成を、委任契約は一定の事務の処理を目的とするもので、労務の提供そのものを目的とする労働契約とは異なる。

しかし、これらの契約形態であっても、他人に労務を提供し、その対価として報酬を受けている限りは、労働組合の結成主体である「労働者」であることには違いがない。

労組法上の労働者であることを認められた判例は多いが、そのなかでも「INAXメンテナンス事件」の最高裁判決は、5つの指標を掲げているので参考にされることが多い。

「INAXメンテナンス事件」（最三小判平23.4.12）

会社との間で、業務委託契約を締結して、住宅設備機器の修理補修を行っているCE（カスタマーエンジニア）と呼ばれる人たちが労働組合を結成し、会社に団体交渉を申し入れたところ、会社がこれを拒否したため、労働委員会に不当労働行為救済申立をした事件。

労働委員会はこの組合が労組法上の労働組合にあたるとして、会社に団体交渉に応ずるよう命じた。

しかし会社はこの命令を不服として行政訴訟を起こし、東京地裁は中労委の命令を維持したが、東京高裁は、この組合が労組法上の労働組合に該当しないと、中労委命令を取り消した。

この事件は最高裁まで持ち込まれ、最高裁では東京高裁の判断を覆し、この組合に加入しているCEは、労組法上の労働者であると判断した。

その理由として、最高裁は、以下の5つの指標をあげた。

- 1、CEは、会社の事業遂行に不可欠な労働力として、会社の組織に組み入れられていた
- 2、会社がCEとの契約内容を一方的に決定していた
- 3、CEの報酬は、労務の提供の対価としての性質を有していた
- 4、CEは、基本的に会社による個別の修理補修等の依頼に応ずべき関係にあった
- 5、CEは、会社の指定する業務遂行方法に従い、その指揮監督の下に労務の提供を行っており、かつ、その業務について場所的にも時間的にも一定の拘束を受けていた

(つづく)

資料に関する解説やサイト内ブックマーク、簡単なクイズもできる無料会員登録のお申し込みはこちらになります。

Worker's Library 会員登録

お申し込みはこちらです。

[>>一覧へ戻る](#)

[🔍 サイトマップ](#) [🔍 このサイトについて](#) [🔍 個人情報保護の取組みについて](#)

[🔍 ページTOPへ](#)

[TOP page](#)

[資料室](#)

[イベント情報](#)

[講師を探す](#)

[Worker's広場](#)

[関連リンク](#)

Worker's Library 静岡で働く人のための資料閲覧サイト
JAPANESE TRADE UNION COFEDERATION DB SITE **【ワーカーズ・ライブラリー】**

Copyright© WORKER'S LIBRARY All rights reserved.